



## 「コロナに負けない志津っ子安全プラン 2022」

滋賀県教育委員会「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の地域の感染レベルをレベル1に引き下げました。このことを受け、草津市教育委員会からの通知により、本校における教育活動を一部改定します。

### 主な学校の対応

1. 改定開始期 令和4年6月16日(木)から



### 2. 子どもの集合条件

- 原則、運動場以外では、全校の子どもが集まることはしない。
- 学校行事にかかる全校集会等は、基本的にリモートで実施する。学年単位で集まって学習したり活動したりする場合は、活動場所、収容面積、人数、時間等を考慮しながら実施する。その場合、換気を確実に行うこととする。

### 3. 学校生活一般

- 学校生活では、基本的にマスクを着用する。咳エチケットを守る。暑い季節になるに伴い、息苦しくなった場合等は、他の人との間を十分に開けてマスクをずらすなどして、気分を悪くすることなどがないようにする。個人の事情や、状況に応じて外すことも認めるが、飛沫拡散防止のため、学校としては、校舎内では着用するように指導する。(個別に対応が必要な場合は、担任までご相談ください。)
- マスクの着用については、基本的には、引き続き「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避、「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の徹底が必要だが、今後暑さ指数が高くなる中で、マスクの着用が熱中症のリスクを高める恐れがあることから、主に「体育の授業」、「運動クラブ活動」、「登下校時」等には熱中症対策を優先し、マスクを外すよう指導する。その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控える、室内での運動時には換気を徹底する。
- 予備のマスクをランドセルに入れておくことで、忘れてたり汚れたりの事態に対応できるようにする。
- 日々の換気に心がけ、授業中はできるだけ教室の窓や扉を開けておく。毎授業時間の合間、掃除時間には必ず換気する。
- 教室では子どもの机の間隔をできる限りあける。机は、できるだけ向かい合わせにしない。
- 教室・机・椅子・トイレのドアノブ・手すり・スイッチ・手洗いの蛇口等は、教職員と衛生管理サポーターと分担して、毎日消毒する。
- 各教室のごみ箱には、飛沫感染防止のため「ふた」をする。鼻水等がついたティッシュ等のごみがあるため、掃除の際のごみの収集は教職員が行う。
- 児童に発熱等の風邪の症状がみられる場合の欠席は、出席停止扱いとする。後日、欠席届の提出をお願いする。欠席届の提出を持って、出席停止とする。



- 保護者から感染不安等で、学校を休ませたいと相談があった場合は、保護者から欠席させたい事情をよく聴かせていただき、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、保護者と連絡を密にとりながら学習等のフォローをしていく。綿密な連携のためにも、できるだけ、学習課題やプリント、お便り等を学校に受け取り(受け渡し)に保護者の来校をお願いする。
- 授業中のペアやグループでの話し合いや活動は、感染防止対策を行った上で必要に応じて行う。
- 理科、体育科、音楽科、家庭科の学習は他者との接触や飛沫感染の防止対策を工夫して行う。

### 【理科】

- ・共用の教具を適切に消毒する、共用の教具を触る前後に手洗いをする等の感染症対策を講じた上で、実験観察を行う。
- ・グループで実験、観察を行う際や、理科室等を使用する際も、できるだけ密にならないように工夫して行う。



### 【体育科】

- ・4年生以上の更衣は、密を避けるため、男女別に更衣室等と自教室を活用する。
- ・更衣室で密になることを少しでも避けるため、体育等の学習で午後に更衣をした場合は、体操服で下校する。
- ・体育の授業中はマスクを着用しない。児童の間隔を十分に確保する。
- ・バトンやボール、大縄等を使用した場合、消毒したり、流水で洗い流したりする。
- ・近距離で組み合ったり、接触を伴ったりする運動はしない。



### 【音楽科】

- ・感染防止対策を行った上で、マスクを着用しての歌唱や、吹奏楽器(鍵盤ハーモニカ、リコーダー)の学習を行う。
- ・授業で鍵盤ハーモニカやリコーダーを使った日には、鍵盤ハーモニカのホースやリコーダーを持ち帰る。家庭で洗浄、消毒をお願いする。
- ・楽器の使用前と使用後に、手洗いの徹底を行う。



### 【家庭科】

- ・調理等の実習は、個人での調理を基本とし、食器等の調理器具を共用しないように注意して実施する。(生活科や特別支援学級の生活単元学習も含む)。
- ・家庭科室を使用した手縫いやミシン縫いによる製作活動は、感染防止対策を行った上で行う。



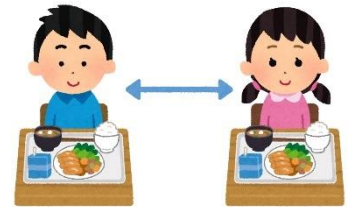
## 4. 学校生活一般

- 登校は通常の通学班で行うが、1m程度の間隔をあけ、子ども同士の接触ができるだけないよう指導する。
- 休み時間には、教職員が教室・体育館・運動場等で見守り、他者と身体の接触を伴うような遊び・行動(ふざけ合い、じゃれ合い等)はしないよう指導する。休み時間等に友だちと話すことは可とするが、互いに一定の間隔を取ることや、なるべく向かい合わないことを意識するよう指導する。
- 教室等のスペースにも限界があることから、完全に人との距離を確保することはできないが、現状を鑑み、できる範囲で人との距離をとることや、大声での話をしないなどの声かけをする。
- 休み時間の図書室利用は、状況に応じて、混雑を避けるよう入場制限を行う。
- 休み時間、給食の前、教室外での学習活動後、不特定多数が触れるものを使った後、掃除時間の終わり、トイレ使用后等は、必ず手洗いを行わせる。
- 手洗い場は、密にならないよう待機場所がわかる線を明示して、教職員が指導にあたる。

○トイレは、校内のどのトイレを使ってもよいことを指導し、混雑を避けるようにする。

## 5. 給食

- 給食の際は、給食準備前の手洗い・配膳台等の消毒を徹底する。
- 給食準備では、お椀やお皿に主食、副食を取り分けるのは教職員の指導のもと、当番の子どもが行う。児童は配膳を行わず、各自が用意されたお椀・お皿等を取りに行く。
- 前日に下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状があった場合は、給食当番を他の子どもと交代する。
- 給食は、子ども同士の席を向かい合わせにせず、各自前を向いて、静かに食べる。
- 給食の食器等返却については、配膳室ならびに配膳室付近の密をできるだけ避けるため、時差をつけて返却を行う。
- 教員が子どもに向かって食べる時には、アクリル板等を利用する。



## 6. 子どもの体調管理

- プラン実施期間中は、休日も含めて毎日健康観察カードを用いた健康観察を継続する。
- 毎日の健康観察で、発熱、風邪症状、体調不良等が見られた場合は、登校を控えていただく。
- 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合は登校を控え、定められた機関に相談していただくようお願いする。
- 健康観察カードの提出がない、記入がないなど登校前の健康観察が確認できなかった場合は、学校で、検温および風邪症状の有無を確認し、体調不良等が見られた子どもは保護者へ連絡し帰宅させる。
- 登校後、発熱、風邪症状、体調不良等が見られた子どもは保護者へ連絡し、帰宅させる。
- 体調不良により、帰宅するまでのベッド使用等やむを得ない場合は保健室で対応し、その際、怪我の処置は職員室等の別室で行う。
- 家庭での規則正しい生活、食事、睡眠時間の確保をお願いする。
- 子ども、子どもの家族、所属教職員とその家族に感染の疑い、あるいは感染があった場合は、定められた機関に相談のうえ、医師や市教委と連携して対応する。
- 子どもや家族に感染の疑い、あるいは感染があった場合には学校にも知らせてもらうようお願いする。
- 医療機関等での受診結果についても学校に知らせてもらうようお願いする。
- 感染症予防に関する指導は、国や県の指導資料を用いて担任や養護教諭等から適切に行うこととする。

## 7. 心のケア・仲間づくり

- 「自分や家族も感染するのではないか。」あるいは「コロナに関わって心配がある」等の不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている子どももいると考えられることから、学級担任や養護教諭等を中心に子どもの様子(心身の健康状況・表情・服装・持ち物・人間関係等)を十分観察し、教職員間での情報共有を積極的に行う。
- アンケート等を活用するとともに、さまざまな活動のなかで、教職員が子どもの様子をきめ細かく見ることを心がける。
- 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携していく。
- 学級づくりに取り組む中で、特別活動等における子どもの主体的な活動、子ども相互のかかわりを大切にする活動を仕組んでいく。
- 新型コロナウイルス感染症に対して正しい知識を身に付け、感染された方等への差別や偏見をなくし、正しく理解する指導を適宜積み重ねていく。



## 8. 児童の出席停止の考え方 ※滋賀県教育委員会のガイドラインに準じる

### ①児童・教職員の家族の職場に濃厚接触者がいた場合

➡ 通常登校

### ②児童・教職員の家族が濃厚接触者となった場合

➡ 登校できる。しかし、感染の可能性が高まっていると保護者からの申し出等により合理的な理由があると校長が判断した際には、出席停止とする。

### ③児童・教職員の家族に未診断の風邪様症状がある場合

➡ 登校できる。しかし、感染の可能性が高まっていると保護者からの申し出等により合理的な理由があると校長が判断した際には、出席停止とする。

### ④児童・教職員の家族の感染が判明した場合

➡ 感染者の濃厚接触者となり、出席停止となる。この期間は、保健所等の指示に従う。

### ⑤児童・教職員の感染が判明した場合

➡ 児童・教職員が新型コロナウイルス感染症を発症または PCR 検査等で陽性反応が出た場合は、出席停止となる。この期間は、保健所等の指示に従う。



## 9. その他

- 感染拡大防止のため、市教育委員会の基準にもとづいて臨時休業措置をとることとなった場合、臨時休業中の学習は、オンライン授業を実施したり、学校連絡メールや Teams 等を通じて家庭学習の課題をお知らせしたりする等して、学習の保障を行う。
- 各種行事や教育活動等の実施方法や内容等については、感染状況等により、延期・取り止め等の可能性も考えられる。状況に応じて、年間行事の実施計画を見直していく中で、変更があった場合は、速やかに保護者にお知らせする。
- コロナ禍が続くなかでの学校経営に関することについては、必要に応じて、市教育委員会・学校医・学校薬剤師・本校学校運営協議会・本校PTA等と連携する。
- ご家族で発症または各種検査が「陽性」となった時やPCR検査を受けた場合等は、必ず学校に連絡する。休日等、電話が繋がらない時はメールで連絡する。 [ [corona-shizu-p@o365.sk.ed.jp](mailto:corona-shizu-p@o365.sk.ed.jp) ]
- 本ガイドラインは、状況や必要に応じて、適宜改定し、保護者にお知らせする。

